

2024年5月27日

各 位

会社名 大栄環境株式会社 代表者名 代表取締役社長 金子 文雄

(コード番号:9336 東証プライム市場)

問合せ先 執行役員総合政策本部長 下田 守彦

(TEL. 078-857-6600)

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入を含む株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入を含む株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の一部改定を決議し、本制度の一部改定に関する議案を2024年6月26日開催予定の当社第45期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度改定の内容

(1) 制度の決議状況

当社は、2023 年 6 月 27 日開催の第 44 期定時株主総会において、第 3 号議案「取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」としてご承認いただき、当社の取締役(社外取締役を除く。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、本制度を導入しました。

(2) 改定の内容及び理由

2024年2月21日付の当社適時開示「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしておりますが、本株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に必要な定款変更について承認可決されることを条件とし、2024年度以降に係る本制度の対象者として、当社の社外取締役(監査等委員である社外取締役を除き、以下、「社外取締役」といいます。)及び監査等委員である取締役(以下「監査等委員」といいます。)を対象者として含めるよう改定する予定であります。本改定は、社外取締役及び監査等委員に対して株式報酬を付与することにより、株主の皆さまの視点で価値を共有し、企業価値の持続的な向上に対するインセンティブとすることを目的としております。

当社の既存の譲渡制限付株式報酬制度としては、2023 年 6 月 27 日開催の第 44 期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 64 百万円以内、当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数は年 40,000 株とする制度(以下「既存株式報酬制度」といいます。)についてご承認いただいておりました。今般、当社は、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり、①取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対しては下記「2.業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入」記載のとおりの報酬制度を導入するとともに、②当社の社外取締役(

監査等委員である社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬として、支給する金銭報酬債権の総額を16百万円以内、当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数は年10,000株と設定すること、また、③当社の監査等委員に対する譲渡制限付株式報酬として、支給する

金銭報酬債権の総額を 32 百万円以内、当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数は年 20,000 株と設定することとし、かかる株式報酬制度の改定につき、本株主総会において株主 の皆さまにご承認をお願いする予定です。

なお、本制度の対象とする社外取締役及び監査等委員については、客観的な立場から経営の 監督及び助言の役割を適正に果たすことを確保する観点から、社外取締役及び監査等委員に対 する株式報酬制度は業績に連動しない株式報酬制度としております。

2. 業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入

2024年2月21日付で当社が公表した「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に必要な定款変更について承認可決されることを条件とし、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)に対して、当社が重視する経営指標に連動する、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入を予定しております。

当社の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るためにインセンティブを付与し、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めていくことを目的として株式報酬制度の見直しを行い、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたしました。

上記のとおり、当社においては、2023 年 6 月 27 日開催の第 44 期定時株主総会において、既存株式報酬制度の導入につきご承認をいただいておりますが、本株主総会では、既存株式報酬制度に替えて業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入する予定です。かかる新制度においては、対象取締役に対する報酬枠を、既存株式報酬制度と同様の範囲(金銭報酬債権の総額を年額 64 百万円以内、割り当てる譲渡制限付株式の総数 40,000 株)にて設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定としております。

【業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の概要】

今般、新たに導入する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度は、当社取締役会があらかじめ定める業績目標の達成度に応じて当社が発行又は処分する当社の普通株式を割り当てる株式報酬制度としております。

対象取締役は、譲渡制限付株式割当契約書を締結することにより、譲渡制限を設けるものといたします。

なお、業績連動となる仕組み以外は、既存株式報酬制度と同様の制度内容ですので、当社が 2023年5月24日付で公表した「譲渡制限付株式報酬の導入に関するお知らせ」をご参照くだ さい。

以上